平成２７年（フ）第１２４号
沖縄県沖縄市山里３丁目９番３号
債務者　島袋　　豊
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月20日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２７年（フ）第４１６号
栃木県宇都宮市細谷町679番地１
債務者　小林　重夫
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月25日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第４３２号
栃木県真岡市台町2367番地７、住民票上の住所栃木県真岡市台町2447番地５
債務者　立花ひとみ
1　決定年月日時　平成27年11月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月25日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第４３６号
栃木県鹿沼市西茂呂４丁目10番地１
債務者　音楽製作総合サービスＦＡＭこと　池澤　孝之
1　決定年月日時　平成27年11月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月25日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第４４０号
栃木県宇都宮市五代３丁目17番２号　県営雀宮住宅２号棟22号室
債務者　小川　里花
1　決定年月日時　平成27年11月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月25日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１８４号
愛知県豊橋市花田町字石塚23番地２（104）
債務者　千葉　雄喜
1　決定年月日時　平成27年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月18日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第１９７号
愛知県豊橋市若松町字豊美114番地（203）
債務者　有馬　健一
1　決定年月日時　平成27年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月18日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２６年（フ）第４０１８号
大阪市生野区巽東２丁目１番17号
破産者　株式会社ピュアテック
1　破産債権の届出期間　平成27年12月17日まで
2　一般調査期日　平成28年１月18日午後２時
平成27年11月17日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１１２７号
名古屋市千種区春里町４丁目38番地　第五栄和マンション201号
破産者　土橋奈緒美
1　破産債権の届出期間　平成27年12月18日まで
2　一般調査期日　平成28年２月３日午後３時10分
平成27年11月18日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２２２２号
大阪市西淀川区佃３丁目19番10―708号、前住所大阪市福島区大開２丁目２番24号
破産者　米森　孝司
1　破産債権の届出期間　平成27年12月18日まで
2　一般調査期日　平成28年１月25日午後２時30分
平成27年11月18日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２０２号
岐阜県本巣市仏生寺1065番地
破産者　奥田　幸昌
1　破産債権の届出期間　平成27年12月22日まで
2　一般調査期日　平成28年３月15日午前11時
平成27年11月18日　岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第５２号
兵庫県西脇市和田町564番地の225　ヒルクレスト和田605号
破産者　石川　　信
1　破産債権の届出期間　平成28年１月14日まで
2　一般調査期日　平成28年２月４日午後１時45分
平成27年11月19日　神戸地方裁判所社支部

平成２７年（フ）第１４７号
岡山県倉敷市笹沖38番地１（日本合成笹沖寮）、旧住所岡山県倉敷市児島唐琴３丁目１番46号
破産者　毛利　有子
1　破産債権の届出期間　平成28年１月18日まで
2　一般調査期日　平成28年２月10日午前10時30分
平成27年11月18日
岡山地方裁判所第３民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２５年（フ）第４３６０号
東京都中央区東日本橋２丁目16番４号
破産者　クロスシード株式会社
異議申述期間　平成28年１月13日まで
平成27年11月18日
大阪地方裁判所第６民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２７年（再イ）第３５号
相模原市緑区久保沢３丁目３番22号　レオパレスＨＩＫＡＲＩ103号室
再生債務者　名倉　雅弥
1　決定年月日時　平成27年11月12日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年12月３日まで
4　一般異議申述期間　平成27年12月17日から平成27年12月24日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（再イ）第３５号
栃木県宇都宮市下岡本町4339番地　センチュリー岡本107
再生債務者　五江渕香織
1　決定年月日時　平成27年11月17日午後２時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年12月８日まで
4　一般異議申述期間　平成27年12月22日から平成28年１月４日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２７年（再イ）第８号
北海道岩見沢市幌向北１条３丁目574番地20
再生債務者　草野　広志
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後２時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年12月９日まで
4　一般異議申述期間　平成27年12月24日から平成28年１月４日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部